

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年6月10日（令和2年（行個）諮問第102号）

答申日：令和2年11月2日（令和2年度（行個）答申第118号）

事件名：本人に係る審査請求事件の特定号証の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私にかかる審査請求事件（東労基審収特定番号）について、平成30年特定日付でなされた決定書の甲号証，乙号証，丙号証について全て。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和2年2月6日付け東労発総個開第1-1146号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

東京労働災害補償保険審査官特定職員による「決定書」において調査された「従業員就業規則」，令和2年特定日に開示された資料乙第35号証の黒塗り部分の開示を求めます。

##### （2）意見書

審査請求人は，特定事業所特定事業場の社員として在籍（現在は労災認定により休職中）しており，特定事業所の就業規則等を閲覧できる状態にあるため，諮問庁のいう法の不開示情報には当たらないと認識しております。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は，令和元年12月23日付けで処分庁に対し，法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

（2）これに対し処分庁が一部開示の原処分を行ったところ，審査請求人は

これを不服として、令和2年3月1日付け（同月2日受付）で本件審査請求を提起したものである。

- (3) なお、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、「資料乙第35号証の黒塗り部分の開示」を求めているため、本件審査請求の対象は、「乙第35号証」（別紙に掲げる文書41）となるものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分は妥当であると考えます。

## 3 理由

- (1) 本件開示請求における対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記載されている文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書51の各文書であり、そのうち文書41は、特定事業場の「従業員就業規則」（乙第35号証）である。

- (2) 文書41の不開示情報該当性について

### ア 法14条3号ロ

文書41の従業員就業規則は、特定事業場における調査報告（原文ママ）に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。当該情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

### イ 法14条7号柱書き

文書41の不開示部分は、特定事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示した場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となるおそれがあり、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

## 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えます。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年6月10日 諮問の受理

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| ② 同日      | 諮問庁から理由説明書を収受     |
| ③ 同年7月9日  | 審議                |
| ④ 同月13日   | 審査請求人から意見書を収受     |
| ⑤ 同年10月8日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同月29日   | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、文書41に係る不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、当該不開示部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ、文書41については、原処分において、表紙の資料番号及び受付印を除き、その全部が不開示とされている。

諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、文書41は、行政機関の要請を受けて開示しないと条件で特定事業場から任意に提供されたものであることから、法14条3号ロに該当し、また、開示することにより、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、同条7号柱書きに該当する旨説明する。

しかしながら、文書41は当該事業場の従業員就業規則であることから、審査請求人が特定事業場の職員であることを踏まえると、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、審査請求人に開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。また、当該部分を開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定に

については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条3号口及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

## 別紙

- 文書 1 審査請求の理由書及び送付書（甲第 1 号証）
- 文書 2 意見書（甲第 2 号証）
- 文書 3 甲第 2 号証の資料 1 会社作成出勤簿に基づく労働時間計算書（甲第 3 号証）
- 文書 4 甲第 2 号証の資料 2 会社作成「就業週報・月報」（甲第 4 号証）
- 文書 5 甲第 2 号証の資料 3 会社作成「出勤簿」（甲第 5 号証）
- 文書 6 甲第 2 号証の資料 4 会社作成「出勤簿」（甲第 6 号証）
- 文書 7 休業補償給付支給請求書写及び平均賃金算定内訳①（乙第 1 号証）
- 文書 8 乙第 1 号請求書に係る決議書（乙第 2 号証）
- 文書 9 休業補償給付支給請求書写及び平均賃金算定内訳②（乙第 3 号証）
- 文書 10 乙第 3 号請求書に係る決議書（乙第 4 号証）
- 文書 11 休業補償給付支給請求書写及び平均賃金算定内訳③（乙第 5 号証）
- 文書 12 乙第 5 号請求書に係る決議書（乙第 6 号証）
- 文書 13 休業補償給付支給請求書写及び平均賃金算定内訳④（乙第 7 号証）
- 文書 14 乙第 7 号請求書に係る決議書（乙第 8 号証）
- 文書 15 休業補償給付支給請求書写及び平均賃金算定内訳⑤（乙第 9 号証）
- 文書 16 乙第 9 号請求書に係る決議書（乙第 10 号証）
- 文書 17 休業補償給付支給請求書写及び平均賃金算定内訳⑥（乙第 11 号証）
- 文書 18 乙第 11 号請求書に係る決議書（乙第 12 号証）
- 文書 19 休業補償給付支給請求書写及び平均賃金算定内訳⑦（乙第 13 号証）
- 文書 20 乙第 13 号請求書に係る決議書（乙第 14 号証）
- 文書 21 休業補償給付支給請求書写及び平均賃金算定内訳⑧（乙第 15 号証）
- 文書 22 乙第 15 号請求書に係る決議書（乙第 16 号証）
- 文書 23 休業補償給付支給請求書写及び平均賃金算定内訳⑨（乙第 17 号証）
- 文書 24 乙第 17 号請求書に係る決議書（乙第 18 号証）
- 文書 25 医学意見の要否等に係る調査復命書（乙第 19 号証）
- 文書 26 乙第 19 号証付属「労働時間集計表」（乙第 20 号証）
- 文書 27 乙第 19 号証付属「平均賃金算定内訳」（乙第 21 号証）
- 文書 28 乙第 19 号証付属「割増賃金 単価計算表」（乙第 22 号証）
- 文書 29 乙第 19 号証付属「割増賃金算定表」（乙第 23 号証）
- 文書 30 請求人聴取書（乙第 24 号証）
- 文書 31 請求人電話聴取書（乙第 25 号証）
- 文書 32 関係者電話聴取書（乙第 26 号証）
- 文書 33 関係者電話聴取書（乙第 27 号証）
- 文書 34 請求人申立書（乙第 28 号証）
- 文書 35 乙第 28 号証付属「労働時間を記録した文書」（乙第 29 号証）

- 文書 3 6 請求人申立書 (乙第 3 0 号証)
- 文書 3 7 使用者申立書 (乙第 3 1 号証)
- 文書 3 8 賃金台帳 (乙第 3 2 号証)
- 文書 3 9 タイムカード (乙第 3 3 号証)
- 文書 4 0 時間集計情報・日数集計情報及び就業週報・月報 (乙第 3 4 号証)
- 文書 4 1 従業員就業規則 (乙第 3 5 号証)
- 文書 4 2 時間外労働・休日労働に関する協定届 (乙第 3 6 号証)
- 文書 4 3 事業場ホームページ「休業日についてのお知らせ」 (乙第 3 7 号証)
- 文書 4 4 医師作成意見書① (乙第 3 8 号証)
- 文書 4 5 医師作成意見書② (乙第 3 9 号証)
- 文書 4 6 審査請求の趣旨及び理由の確認等について (丙第 1 号証)
- 文書 4 7 審査請求の趣旨及び理由の確認等について (回答) (丙第 2 号証)
- 文書 4 8 意見陳述の日程調整に係る文書
- 文書 4 9 請求人聴取書 (丙第 3 号証)
- 文書 5 0 事業場からの書類提出書及び料理長への聞き取り事項 (丙第 4 号証)
- 文書 5 1 事業場からの書類提出書及び関係者陳述書 (丙第 5 号証)